

令和5年4月14日時点

## K Programに関するQ&A

経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）への提案や参画を考えている方々の検討の一助としていただくためにQ&Aを作成いたしました。今後、プログラムの運用状況等に応じて、Q&Aの記載内容の充実を図ってまいります。

（参考）個々の支援対象技術の公募や運用の詳細については、提案を検討されている各々の支援対象技術の公募要領等をご確認ください。JST 及び NEDO の公募ページは以下のとおりです。

JST 公募ページ（<https://www.jst.go.jp/k-program/>）

NEDO 公募ページ（<https://www.nedo.go.jp/activities/k-program.html>）

### Q1 K Programの特徴を教えてください。

K Programは、経済安全保障を確保・強化する観点から重要となる技術の研究開発を国が推進するプログラムです。

支援対象となる技術は、国が定めた「研究開発ビジョン」に示されます。研究開発ビジョンに基づき、国がそれぞれの支援対象技術について「研究開発構想」を示し、研究推進法人（FA）であるJSTとNEDOが公募によって研究者からの提案を募り研究課題を採択するという点は、これまでの類似の提案公募型の研究開発制度と同様になります。その上で、本プログラムは民生用途のみならず公的用途において研究開発成果を社会実装や市場の誘導に繋げていく視点を重視しているという特徴があります。また、本プログラムを運営する基金は、経済安全保障推進法<sup>※1</sup>に基づく指定基金に指定されており、本プログラムは同法を踏まえて実施されます。

※1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

（参考）「研究開発ビジョン」、個々の「研究開発構想」、本プログラムの運用評価・指針等の情報は、以下の内閣府URLから入手できます。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen\\_anshin/kprogram.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html)

### Q2 研究開発成果を社会実装や市場の誘導に繋げていくためのK Programにおける取組について教えてください。

K Programでは、研究開発の過程において、シーズとニーズのマッチング等を図るため、FAが公募を行う研究開発構想毎を基本として、研究者（研究代表者、研究分担者等）、PD/PO<sup>※2</sup>、FAといった研究開発を実施・運営する側（シーズ）と、民間企業や関係府省・機関等、民生利用及び公的利用における潜在的な社会実装の担い手（ニーズ）等が意見交換を行う場（協議会）を設けることとしています<sup>※3</sup>。

※2 プログラム・ディレクター（PD）、プログラム・オフィサー（PO）

※3 研究者の協議会への参加については、後述のQ6を御参照下さい。

研究成果を円滑に社会実装に繋げる観点から、協議会において参加者間で活発な意見交換が行われるとともに、この意見交換を通じて合意された内容が研究開発において効果的に推進されることを期待しています。

(参考) 法制度上の協議会の運営等の詳細については、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」や「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約」を御参照ください。これらの文書は右記 URL ( [https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/index.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html) ) から入手できます。

**Q3 研究開発のマネジメントの体制について教えてください。**

類似の研究開発制度と同様に、公募によって採択された研究開発課題の進捗管理・評価等はFAが行います。FAにおいては、これらの指揮・監督を行う者として、PDまたはPOを任命して、それぞれと協力しつつ、研究開発の運営・統括を担います。

**Q4 研究開発のマネジメントと協議会との関係を教えてください。**

協議会は、あくまで研究開発を伴走支援する枠組みであって、前述のQ3の研究開発のマネジメントを行うものではありません。協議会で合意された内容については、研究開発の推進側(研究者、PD/PO及びFA)でこれを踏まえた対応を検討することになり、どのように研究開発計画や研究の実施に反映するかについては、研究開発の推進側が決めることとなります。ただし、研究開発の推進側の関係者も参画<sup>※4</sup>する協議会で何らかの合意がなされた場合には、FAが行う研究開発成果の評価にあたり、合意された内容についてどのような取組みを行ったかどうかや、その取組みの実施状況が、一つの視点となります(詳細な評価基準はFAが別途定めます)。

※4 研究者の協議会への参加については、後述のQ6を御参照下さい。

**Q5 協議会には、法制度上でいう「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」が参加することとなっていますが、K Programにおいて想定している者を教えてください。**

K Programでは、この「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」について、各々の研究開発構想の事情により、例えば、PDまたはPOがなる場合や、採択された研究開発課題の研究代表者がなる場合が想定されます。

Q6 研究者の協議会への参加について教えてください。

前述のQ2のとおり、協議会は研究開発成果を社会実装や市場の誘導に繋げていく事を目的とした意見交換の場であり、研究者の皆さんが協議会に積極的に参加していただくことは、このプログラムにおいて重要なことだと考えております。ただし、参加は必須ではありません。

また、協議会に参加したのちに、研究開発の途中で、ご本人の希望があれば協議会から離脱することもできます。

なお、仮に、協議会に参加いただかない場合や途中で離脱した場合も、それを理由に研究チームの変更等を御願いすることはありません。

Q7 K Program の研究成果について「公開を基本とする。」こととなっていますが、国から例外的に非公開として扱うべきとの要請が行われる場合に関して教えてください。

例外的に、例えば、「海外での懸念用途への転用が明確、影響が甚大である」など非常に限られたケースについては、協議会等においてその公開の是非についてご相談させていただくことがあります。その上で、研究開発の推進側の関係者を含む協議会構成員の全員がその研究成果を非公開にすることに同意したときのみ、対象となる研究成果は非公開の扱いとなります。

いずれにしても研究成果を非公開とするようなケースは必要最小限度とすることとしており、例えば、支援対象技術の成熟度が低く、かつ海外での懸念用途への転用が想定されない場合などに、予断を持って研究成果を非公開として扱うべきと要請することは想定していません。

Q8 論文等の研究成果の公表と守秘義務の対象となる情報との関係について教えてください。

研究者が自ら生み出した研究成果は守秘義務の対象外です。その上で、研究成果を論文等で公表するにあたって、研究者が協議会を通じて守秘義務の対象となる情報（守秘義務対象情報）の提供を受けている場合は、その内容に守秘義務対象情報が含まれないようご注意ください（なお、協議会構成員であってもご本人の意思で守秘義務対象情報を受領しないこともできます。）。研究者が成果発表しようとしている内容に守秘義務対象情報が含まれているかどうか判断が難しいときには、当該守秘義務対象情報を提供した者・機関にご相談いただくことが可能です（仮にご相談いただいた場合には回答に不必要な時間を費やすことがないよう十分に配慮いたします。）。

また、個々の成果発表について、守秘義務対象情報が含まれているかどうか、関係省庁等が研究者に対して事前確認を一律に実施するということはありません。

Q9 本プログラムにおける安全保障貿易管理や研究インテグリティの取扱いを教えてください。

本プログラムの研究開発の実施に当たっても、他の研究開発制度と同様に、安全保障貿易管理制度に関する法律上必須とされる取組や研究インテグリティとして求められる取組についても、研究機関において適切に取り組んでいただくことが重要です。